証券コード：6316

MARUYAMA
次の100年を創る
-All for the Future-

第91回定時株主総会
招集ご通知

開催日時

2026年12月22日（火曜日）
午前10時 受付開始：午前９時

開催場所

東京都千代田区外神田3-12-8

住友不動産秋葉原ビル２階 ベルサール秋葉原

会場が前回と異なっておりますので、裏表紙の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違いのないようご注意願います。

決議事項

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

第２号議案　監査等委員である取締役１名選任の件

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬制度の改定及び新たな株式報酬制度導入に伴う報酬決定の件

株式会社丸山製作所

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

第91期は米卸売価格の高騰や米国の通商政策への対応、中東情勢などの外部環境を的確に捉え、安定的な生産・供給を確保いたしました。また、展示会への積極的な出展など拡販施策を推進し、販売の強化に努めてまいりました。

中期経営計画の最終年度となる第92期は、収益力の向上と成長投資を両立させるとともに、人的資本投資やIT投資に積極的に取り組み、新規事業と海外事業の更なる拡大に注力し、持続的な成長の実現を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援をお願い申し上げます。

2026年12月２日

代表取締役社長

内山剛治



Contents

株主の皆様へ……1
株主総会招集ご通知……2
株主総会参考書類……7
事業報告……25
計算書類……47
監査報告……51
ご参考……59

株主各位

証券コード：6316
2026年12月２日

東京都千代田区内神田三丁目４番15号
株式会社丸山製作所
代表取締役社長　内　山　剛　治

第91回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第91回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
　本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】
https://www.maruyama.co.jp/ir/

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「株主・株式情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

【株主総会資料　掲載ウェブサイト】
https://s.srdb.jp/6316/

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「丸山製作所」又は「コード」に当社証券コード「6316」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

**　なお、ご出席に代えて、書面（郵送）又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年12月21日（月曜日）午後５時40分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

❶ 日　　時　**2026年12月22日（火曜日）午前10時**　受付開始：午前９時

❷ 場　　所　東京都千代田区外神田3-12-8
住友不動産秋葉原ビル２階　ベルサール秋葉原
（会場が前回と異なっておりますので、裏表紙の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違いのないようご注意願います。）

❸ 目的事項

報告事項　第91期（2025年10月１日から2026年９月30日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容、計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項
第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件
第２号議案　監査等委員である取締役１名選任の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬制度の改定及び新たな株式報酬制度導入に伴う報酬決定の件

以　上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 会社法に基づき、電子提供措置について前ページ記載の各ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとされておりますが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
  なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
  ①事業報告の「使用人の状況」「主要な借入先」「会計監査人に関する事項」「会社の体制及び方針」
  ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
  ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
  したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前ページ記載の電子提供措置をとっている各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2026年12月22日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前９時）

書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年12月21日（月曜日）
午後５時40分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年12月21日（月曜日）
午後５時40分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

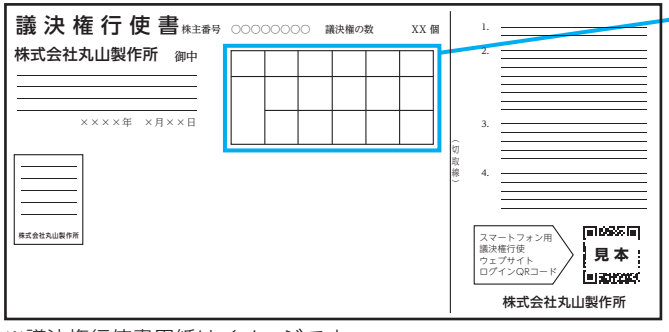

※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１号議案

- 全ての候補者に賛成の場合……**“賛”**を○で囲んでください。
- 全ての候補者を否認する場合…**“否”**を○で囲んでください。
- 一部の候補者を否認する場合…**“賛”**を○で囲み、否認する候補者の番号を欄内に記載してください。

第２、３号議案

- 賛成の場合……**“賛”**を○で囲んでください。
- 否認する場合……**“否”**を○で囲んでください。

※各議案につきましては、賛否の記載が無い場合、“賛”の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

行使期限

2026年12月21日（月曜日）
午後５時40分入力完了分まで

ログインQRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ。**

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

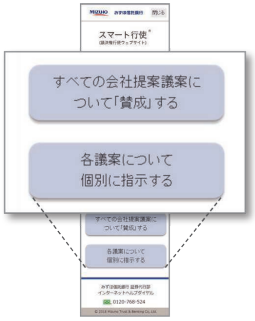

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

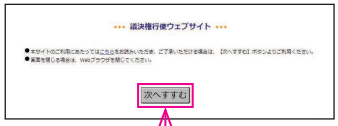

「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

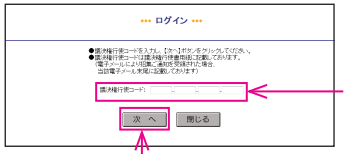

「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

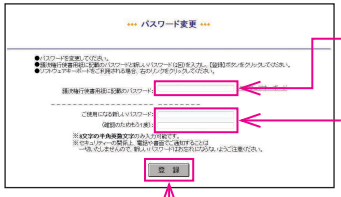

「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

パソコンやスマートフォン、携帯電話のインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合せ

みずほ信託銀行　証券代行部　インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

（受付時間　平日９：00～21：00）

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名全員が任期満了により退任となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての候補者について適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	性別（ジェンダー）	現在の当社における地位及び担当		取締役会出席状況（2026年度）
1	内山　剛治（うちやま　たかはる）	男性	代表取締役社長	再任	13/13回 100%
2	石村　孝裕（いしむら　たかひろ）	男性	専務取締役 営業本部長	再任	13/13回 100%
3	髙取　亮（たかとり　まこと）	男性	常務取締役 管理本部長	再任	13/13回 100%
4	松嶋　宙太（まつしま　ちゅうた）	男性	取締役 製造本部長兼千葉工場長	再任	10/10回 100%
5	大平　康介（おおひら　こうすけ）	男性	取締役 品質本部長	再任	13/13回 100%
6	鈴木　健一（すずき　けんいち）	男性	上席執行役員 技術本部長	新任	―/―回 ―%

候補者番号 1

内山（うちやま） 剛治（たかはる）（1971年９月22日生）

所有する当社株式の数 11,083株



男性

再任

●略歴、当社における地位及び担当

1996年 4月 当社入社
2006年 2月 MARUYAMA U.S.,INC.取締役副社長
2006年10月 同 取締役社長
2011年 7月 当社経営企画室長
2011年12月 当社取締役経営企画室長
2018年10月 当社取締役管理本部長
2018年12月 当社常務取締役管理本部長
2020年10月 当社代表取締役社長［現在に至る］

●重要な兼職の状況

マルヤマエクセル株式会社代表取締役会長

●取締役候補者とした理由

内山剛治氏は、当社の海外子会社の経営経験と経営企画部門の経験を有し、当社グループのグループ経営及びグローバル経営の強化にリーダーシップを発揮し、また、グループ全体の管理部門を統括しておりました。現在は代表取締役社長として、経営監督と事業運営の推進及び当社グループの牽引を行っております。今後においても更なる貢献が期待できるため、当社の取締役候補者といたしました。

●その他取締役候補者に関する特記事項

1．候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2．当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に際し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしています。内山剛治氏が選任されますと、当該保険契約の被保険者に含まれます。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
3．候補者の所有する当社株式の数には、当社役員持株会における持分を含めた2026年９月30日現在の実質持株数を記載しております。

候補者番号 2

石村　孝裕（いしむら　たかひろ）（1962年７月17日生）

所有する当社株式の数　8,575株



男　性
再　任

●略歴、当社における地位及び担当

1985年　4月　当社入社
2005年10月　当社量販店営業部長
2007年10月　当社関東甲信越支店長
2011年　4月　当社営業推進部長
2011年12月　当社取締役
2012年10月　当社取締役営業本部営業推進統括部長
2017年　1月　当社取締役営業本部海外営業本部長兼営業推進統括部長
2020年10月　当社常務取締役営業本部長兼国内営業本部長
2024年10月　当社専務取締役営業本部長兼国内営業本部長
2025年10月　当社専務取締役営業本部長［現在に至る］

●重要な兼職の状況

丸山物流株式会社代表取締役社長
MARUYAMA U.S.,INC.取締役会長
ASIAN MARUYAMA (THAILAND) CO.,LTD.取締役会長
MARUYAMA MFG INDIA PRIVATE LIMITED代表取締役会長

●取締役候補者とした理由

石村孝裕氏は、国内外で幅広い営業の経験を有し、また、営業推進面ではリーダーシップを発揮してまいりました。現在は営業本部長として、国内外の営業を統括しております。今後においても更なる貢献が期待できるため、当社の取締役候補者といたしました。

●その他取締役候補者に関する特記事項

1．候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2．当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に際し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしています。石村孝裕氏が選任されますと、当該保険契約の被保険者に含まれます。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
3．候補者の所有する当社株式の数には、当社役員持株会における持分を含めた2026年９月30日現在の実質持株数を記載しております。

候補者番号 3

髙取　亮（たかとり　まこと）

（1966年12月6日生）　所有する当社株式の数　3,842株



男　性
再　任

●略歴、当社における地位及び担当

1989年　4月　株式会社富士銀行入社
2013年　4月　株式会社みずほ銀行新宿新都心支店長
2016年　4月　同　北九州支店長
2019年　6月　当社経理部長
2020年　4月　当社執行役員経理部長
2020年10月　当社執行役員管理本部長
2020年12月　当社取締役管理本部長
2024年10月　当社常務取締役管理本部長［現在に至る］

●重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

●取締役候補者とした理由

髙取亮氏は、金融機関における豊富な経験や幅広い見識を有しており、当社においてもその経験と知見を活かし、経理部門においてリーダーシップを発揮してまいりました。現在は管理本部長として、グループ全体の管理・運営業務を担っており、今後においても更なる貢献が期待できるため、当社の取締役候補者といたしました。

●その他取締役候補者に関する特記事項

1．候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2．当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に際し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしています。髙取亮氏が選任されますと、当該保険契約の被保険者に含まれます。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
3．候補者の所有する当社株式の数には、当社役員持株会における持分を含めた2026年９月30日現在の実質持株数を記載しております。

候補者番号 4

松嶋（まつしま） 宙太（ちゅうた）（1970年2月21日生）

所有する当社株式の数 5,109株



男性
再任

●略歴、当社における地位及び担当

1992年 4月 当社入社
2016年10月 当社産機事業部長
2018年10月 当社執行役員営業管理部長
2019年10月 当社執行役員営業企画部長
2022年12月 日本クライス株式会社代表取締役社長
2025年10月 当社上席執行役員生産企画部長兼千葉工場副工場長
2025年12月 当社取締役生産企画部長兼千葉工場副工場長
2026年10月 当社取締役製造本部長兼千葉工場長［現在に至る］

●重要な兼職の状況

日本クライス株式会社代表取締役会長
西部丸山株式会社代表取締役会長兼社長
丸山(上海)貿易有限公司董事長
MARUYAMA MFG(THAILAND)CO.,LTD.取締役会長
M-INDUSTRIES VIETNAM CO.,LTD.会長

●取締役候補者とした理由

松嶋宙太氏は、当社グループでの幅広い営業の経験を有し、関連製造子会社の代表取締役社長も歴任し、生産部門及び営業企画部門においてリーダーシップを発揮してまいりました。現在は、製造本部長兼千葉工場長として、営業部門と生産部門で培った経験を活かし業務を遂行しております。今後においても更なる貢献が期待できるため、当社の取締役候補者といたしました。

●その他取締役候補者に関する特記事項

1．候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2．当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に際し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしています。松嶋宙太氏が選任されますと、当該保険契約の被保険者に含まれます。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
3．候補者の所有する当社株式の数には、当社役員持株会における持分を含めた2026年９月30日現在の実質持株数を記載しております。

候補者番号 5

大平（おおひら） 康介（こうすけ）

（1966年12月10日生）　所有する当社株式の数　6,281株



男性
再任

●略歴、当社における地位及び担当

1989年 4月 当社入社
2010年10月 MARUYAMA MFG (THAILAND) CO.,LTD.取締役工場長
2013年10月 日本クライス株式会社取締役工場長
2018年10月 当社執行役員調達本部長
2019年10月 当社執行役員生産本部長兼千葉工場長
2019年12月 当社取締役生産本部長兼千葉工場長
2020年10月 当社常務取締役生産本部長兼千葉工場長
2026年10月 当社取締役品質本部長［現在に至る］

●重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

●取締役候補者とした理由

大平康介氏は、当社の生産部門及び関連製造子会社取締役の経験を有し、国内外の生産部門においてリーダーシップを発揮してまいりました。今後においても更なる貢献が期待できるため、当社の取締役候補者といたしました。

●その他取締役候補者に関する特記事項

1．候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2．当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に際し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしています。大平康介氏が選任されますと、当該保険契約の被保険者に含まれます。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
3．候補者の所有する当社株式の数には、当社役員持株会における持分を含めた2026年９月30日現在の実質持株数を記載しております。

候補者番号 6

鈴木（すずき） 健一（けんいち）（1967年1月17日生）

所有する当社株式の数 2,173株



男性
新任

●略歴、当社における地位及び担当

1989年 4月 当社入社
2016年10月 当社大型機械事業部技術部長
2018年10月 MARUYAMA MFG (THAILAND) CO.,LTD.取締役社長
2022年10月 当社執行役員経営企画室長
2024年10月 当社上席執行役員経営企画室長
2025年10月 当社上席執行役員技術本部長［現在に至る］

●重要な兼職の状況

MARUYAMA VIETNAM CO.,LTD.会長

●取締役候補者とした理由

鈴木健一氏は、当社の技術部門の経験を有し、大型機械事業部技術部長として技術開発に携わったほか、当社の海外子会社における経営経験を有し、執行役員経営企画室長として経営戦略の立案・推進に携わるとともに、技術、事業運営及び組織マネジメントに関する豊富な知見を培っております。これまでの経験と知見を活かし、当社グループの経営基盤の強化並びに持続的な成長と企業価値の向上に貢献することが期待できると判断し、取締役候補者といたしました。

●その他取締役候補者に関する特記事項

1．候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2．当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に際し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしています。鈴木健一氏が選任されますと、当該保険契約の被保険者に含まれます。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
3．候補者の所有する当社株式の数には、当社役員持株会における持分を含めた2026年９月30日現在の実質持株数を記載しております。

第２号議案　監査等委員である取締役１名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役大谷はるみ氏が任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員である取締役１名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者

大谷（おおや）　はるみ（1962年４月23日生）　所有する当社株式の数　**0 株**



女　性
再　任
社外取締役候補者
独立役員

●略歴、当社における地位及び担当

1986年10月　監査法人朝日新和会計社（現：有限責任あずさ監査法人）入社
1990年　3月　公認会計士登録
2007年　5月　朝日監査法人（現：有限責任あずさ監査法人）社員登用
2023年　7月　大谷公認会計士事務所所長［現在に至る］
2024年12月　当社監査等委員である社外取締役［現在に至る］

●重要な兼職の状況

株式会社デジタリフト非常勤監査役

●社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等

大谷はるみ氏は、公認会計士として長年にわたり監査業務に従事し、財務及び会計に関する高度な専門知識と豊富な経験を有しております。
同氏には、これまで社外取締役として独立した立場から経営の監督及び適切な助言をいただいており、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に重要な役割を果たしていただいております。引き続き、同氏の財務及び会計に関する専門的知見を当社の経営に反映していただくことで、当社の持続的な成長及び企業価値の向上に資することが期待されるため、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

●その他取締役候補者に関する特記事項

１．候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
２．大谷はるみ氏は、社外取締役候補者であります。また当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ております。
３．当社は、大谷はるみ氏との間で会社法第427条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。当社は、本定時株主総会において、同氏の再任が承認された場合、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
４．当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に際し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしています。大谷はるみ氏が選任されますと、当該保険契約の被保険者に含まれます。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
５．大谷はるみ氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって２年であります。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬制度の改定及び新たな株式報酬制度導入に伴う報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2017年12月19日開催の第82回定時株主総会の決議により、金銭報酬について年額300百万円以内とご承認いただいております。また、2019年12月19日開催の第84回定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）を対象とする譲渡制限付株式報酬制度（以下「現行RS制度」といいます。）について、上記の金銭報酬枠とは別枠で、年額30百万円以内の金銭報酬債権を支給し、年30,000株以内の当社普通株式を発行又は処分すること等につき、ご承認いただいております。現行RS制度における譲渡制限期間は、1年間から3年間までの間で当社取締役会が定める期間としております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）の報酬と当社の業績及び企業価値との連動性をより一層高め、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、役員株式報酬制度を改定することといたしたいと存じます。

具体的には、現行RS制度を廃止し、譲渡制限期間を原則として対象取締役の退任又は退職する日までとする譲渡制限付株式報酬制度（以下「RS制度」といいます。）に改定するとともに、新たに、業績連動型株式報酬制度（以下「PSU制度」といいます。）及び非業績連動型株式報酬制度（以下「RSU制度」といい、RS制度、PSU制度及びRSU制度を総称して「本株式報酬制度」といいます。）を導入することにつき、ご承認をお願いするものであります。

RS制度は、対象取締役に当社普通株式（以下「当社株式」といいます。）を事前に交付し、原則として対象取締役の退任又は退職する日まで譲渡制限を付すことにより、対象取締役と株主の皆様との長期的かつ継続的な価値共有を図ることを目的とするものです。

PSU制度は、対象取締役に対し、当社取締役会があらかじめ定める業績目標を達成した場合に当社株式を対象期間終了後に交付し、あわせて当社株式の交付に伴い生じる対象取締役の納税資金を確保することを目的とした金銭（以下「納税目的金銭」といいます。）を支給することにより、中長期的な業績及び企業価値の向上に対するインセンティブを付与することを目的とするものです。なお、現行RS制度に基づき、第91期事業年度及び第92期事業年度に対応する譲渡制限付株式が既に割り当てられていることを踏まえ、PSU制度は、制度移行の観点から、第93期事業年度に対応する報酬から開始する予定です。

RSU制度は、対象取締役に対し、各対象取締役の役位、職責等を勘案して付与するRSUの数を決定し、対象期間を通じて継続して在任した場合に、当該対象期間終了後に当該RSUの数に応じて当社株式を交付することにより、中長期的かつ継続的な企業価値向上へのインセンティブを付与することを目的とするものです。

以上の目的に照らし、本株式報酬制度に係る報酬枠を、上記の金銭報酬枠とは別枠として設定することにつき、ご承認をお願いいたします。なお、本株式報酬制度に係る報酬等は、当社株式、当社株式を取得するための現物出資財産としての金銭報酬債権及び（PSU制度については）納税目的金銭により構成されます。

また、当社は、2026年12月8日開催予定の取締役会において、本議案の内容を踏まえ、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、本議案が原案どおり承認可決されることを条件とする改定を行う予定であります。以上から、当社は、本議案の内容は相当であると判断しております。

本制度の対象となる取締役は現在6名でありますが、第1号議案が原案どおり承認可決されますと6名となります。

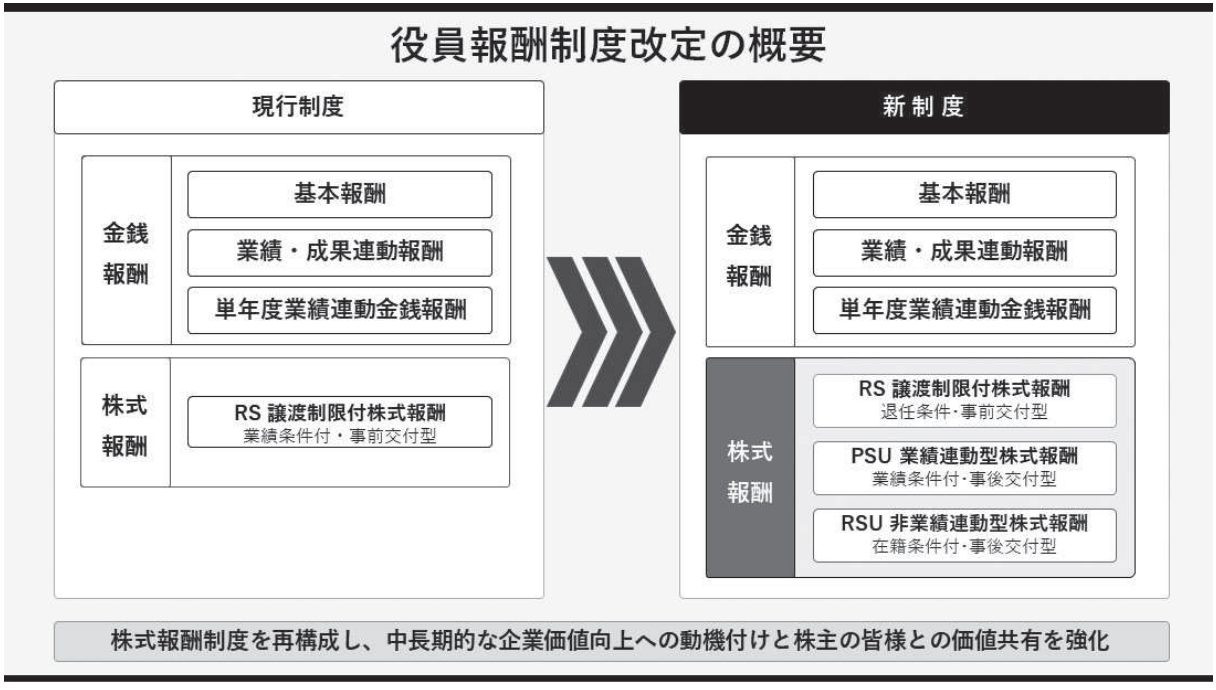

１．RS制度［譲渡制限付株式報酬制度］

（１）RS制度に係る報酬等の額及び株式数の上限

RS制度に基づき対象取締役に対して交付される当社株式又は支給される金銭報酬債権に係る報酬等の総額は、年額50百万円以内とし、対象取締役に対して発行又は処分される当社株式の総数は、年30,000株以内とします。

（２）譲渡制限解除条件

RS制度に基づく当社株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「RS割当契約」といいます。）を締結するものとします。

①譲渡制限期間

対象取締役は、RS割当契約により割当てを受けた当社株式（以下「RS割当株式」といいます。）について、RS割当株式の割当てを受けた日から、対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会があらかじめ定める地位のいずれの地位からも退任又は退職する日までの期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分をしてはならないものとします。

②退任又は退職の場合の取扱い

対象取締役が、当該譲渡制限付株式の割当てに係る取締役会決議の直前の定時株主総会の日から、その翌年に開催される定時株主総会の日までの期間（以下「役務提供期間」といいます。）、継続して当社の取締役その他当社取締役会があらかじめ定める地位のいずれかの地位にあったことを条件として、譲渡制限期間の満了時に、RS割当株式の全部について譲渡制限を解除するものとします。ただし、対象取締役が役務提供期間の満了前に、任期満了、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由により、当該各地位のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会の決議により、譲渡制限を解除するRS割当株式の数を、在任期間その他の事情を踏まえて合理的に調整することができるものとします。なお、譲渡制限期間の満了時において、譲渡制限が解除されないRS割当株式がある場合には、当社は当該RS割当株式を当然に無償で取得するものとします。また、対象取締役が役務提供期間の満了前に、正当な理由によらず当社の取締役その他当社取締役会があらかじめ定める地位のいずれの地位からも退任又は退職した場合、当社は、RS割当株式の全部又は一部を当然に無償で取得するものとします。

③組織再編等の場合の取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合には、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会の決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日ま

での期間を踏まえて合理的に定める数のRS割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除するものとします。この場合、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていないRS割当株式を当然に無償で取得するものとします。

④非違行為等の場合の取扱い

対象取締役に重大な法令若しくは社内規程の違反その他当社取締役会があらかじめ定める事由が生じた場合には、当社は、RS割当株式の全部又は一部を当然に無償で取得するものとします。

2．PSU制度［業績連動型株式報酬制度］

（1）PSU制度に係る報酬等の額及び株式数の上限

PSU制度は、2事業年度又は3事業年度のいずれかを当社取締役会が定める期間（以下「PSU対象期間」といいます。）ごとに、対象取締役に対して、当社取締役会があらかじめ定める数の業績連動型株式ユニット（以下「PSU」といいます。）を付与し、当該PSU対象期間終了後に、当該期間に係る業績目標を達成した場合に、付与されたPSUの全部が権利確定し、当該PSUの数に応じて当社株式及び納税目的金銭を交付又は支給する制度とします。1PSUは、当社株式1株に相当する経済的価値を有するものとします。

PSU制度に基づき、各PSU対象期間について、対象取締役に対して付与するPSUの総数は30,000ユニット以内、交付する当社株式又は支給する金銭報酬債権及び納税目的金銭に係る報酬等の総額は40百万円以内、発行又は処分される当社株式の総数は30,000株以内とします。なお、これらの上限を1事業年度当たりに換算した数又は額は、当該各上限をPSU対象期間に含まれる事業年度の数で除して算定するものとします。

（2）交付株式数及び納税目的金銭の算定方法

(1) 当初PSU数	各対象取締役に付与する当初PSU数は、次の算式により算定します。 当初PSU数 ＝ 基準額 ÷ 基準株価 「PSU基準額」は、各対象取締役の役位、職責等を勘案し、役員報酬諮問委員会の審議を経た上で、当社取締役会が定める金額とします。 「基準株価」とは、PSUの付与を決定する当社取締役会決議の日の前営業日以前1か月間における東京証券取引所の当社株式の終値の平均額その他当社取締役会があらかじめ定める合理的な方法により算定した株価とします。
(2) 権利確定PSU数	PSU対象期間終了後、当該期間に係る業績目標を達成した場合に、付与されたPSUの全部が権利確定し、当該PSUの数に応じて当社株式及び納税目的金銭を交付又は支給する制度とします。 なお、業績目標については、当社取締役会が、PSU対象期間の開始時までに定めるものとします。
(3) 交付する当社株式の数	対象取締役に交付する当社株式の数は、次の算式により算定します。 交付株式数 ＝ 権利確定PSU数 × 80%
(4) 支給する納税目的金銭	対象取締役に支給する納税目的金銭の額は、次の算式により算定します。 納税目的金銭 ＝ 権利確定PSU数 × 20% × 交付時株価 「交付時株価」とは、PSU対象期間終了後に行われる当社株式の発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社株式の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

３．RSU制度［非業績連動型株式報酬制度］

（1）RSU制度に係る報酬等の額及び株式数の上限

RSU制度は、事業年度ごと（以下「RSU対象期間」といいます。）に、対象取締役に対して、当社取締役会があらかじめ定める数の非業績連動型株式ユニット（以下「RSU」といいます。）を付与し、当該RSU対象期間終了後に、当該期間中継続して当社の取締役その他当社取締役会があらかじめ定める地位のいずれかの地位にあったことを条件として、当該RSUの数に応じて当社株式を交付する制度とします。１RSUは、当社株式１株に相当する経済的価値を有するものとします。RSU制度に基づき、１事業年度当たり、対象取締役に対して付与するRSUの総数は20,000ユニット以内、交付する当社株式又は支給する金銭報酬債権に係る報酬等の総額は30百万円以内、発行又は処分される当社株式の総数は20,000株以内とします。

（2）交付株式数の算定方法

(1) 付与RSU数	各対象取締役に付与するRSU数は、次の算式によって算定します。 付与RSU数 ＝ RSU基準額 ÷ 基準株価 「RSU基準額」は、各対象取締役の役位、職責等を勘案し、役員報酬諮問委員会の審議を経た上で、当社取締役会が定める金額とします。 「基準株価」は、PSU制度における基準株価と同一の意義を有するものとします。
(2) 権利確定RSU数	対象取締役がRSU対象期間中継続して当社の取締役その他当社取締役会があらかじめ定める地位のいずれかの地位にあったことを条件として、付与されたRSUの全部について権利を確定するものとします。
(3) 交付する当社株式の数	RSUについては、権利確定したRSUの数と同数の当社株式を交付するものとし、納税目的金銭は支給しないものとします。

４．PSU制度及びRSU制度の権利確定条件

（1）対象期間終了時の取扱い

PSU制度においては、PSU対象期間終了後、当該期間に係る業績目標を達成した場合に、付与されたPSUの全部について権利が確定するものとします。RSU制度においては、RSU対象期間終了後、RSU対象期間中の継続在任を条件として権利が確定するものとします。

（2）退任又は退職の場合の取扱い

対象取締役がPSU対象期間又はRSU対象期間の満了前に、任期満了、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由により、当社の取締役その他当社取締役会があらかじめ定める地位のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、対象期間における在任期間その他の事情を勘案し、権利確定するユニット数、対象取締役に交付する当社株式の数及び支給する金銭の額並びにこれらの交付又は支給の時期を、当社取締役会の決議により合理的に調整することができるものとします。一方、対象取締役がPSU対象期間又はRSU対象期間の満了前に、正当な理由によらず当社の取締役その他当社取締役会があらかじめ定める地位のいずれの地位からも退任又は退職した場合その他当社取締役会があらかじめ定める一定の事由に該当した場合には、PSU制度及びRSU制度に基づく当社株式及び金銭の全部又は一部を交付又は支給しないものとします。

（3）組織再編等の場合の取扱い

PSU対象期間又はRSU対象期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合には、当社取締役会）で承認された場合その他本株式報酬制度の継続が困難となる事由が生じた場合には、当社取締役会の決議により、権利確定するユニット数、交付する当社株式の数、支給する金銭の額並びにこれらの交付又は支給の時期を合理的に調整することができるものとします。

（4）非違行為等の場合の取扱い

対象取締役に重大な法令若しくは社内規程の違反その他当社取締役会があらかじめ定める事由が生じた場合には、当社は、当該対象取締役に対して付与されたPSU又はRSUの全部若しくは一部を失効させ、又はPSU制度及びRSU制度に基づき既に交付若しくは支給した当社株式若しくは金銭の全部若しくは一部について、返還その他当社取締役会が相当と認める措置を講じることができるものとします。

５．本株式報酬制度の共通事項

（1）当社株式の交付方法

本株式報酬制度に基づく当社株式の交付は、当社取締役会の決議に基づき、当社株式の発行又は処分を受けるものとし、次のいずれかの方法により行うものとします。

① 対象取締役による金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せず、対象取締役の報酬等として当社株式を発行又は処分する方法

② 対象取締役に対して、当社株式を取得するための現物出資財産として金銭報酬債権を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付することにより、当社株式を発行又は処分する方法

①の方法による場合、対象取締役に交付される当社株式に係る報酬等の額は、当該株式の発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社株式の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として算定した当社株式1株当たりの価額に、交付する当社株式の数を乗じて算定するものとします。②の方法による場合における当社株式1株当たりの払込金額は、当該株式の発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社株式の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、当社取締役会が決定します。

（2）株式分割等の場合の調整

本議案が承認可決された日以降、当社株式について株式分割（株式無償割当てを含みます。）、株式併合その他これらに類する事由が生じた場合には、その比率等に応じ、本株式報酬制度に係る交付株式数の上限並びにPSU制度及びRSU制度に係るユニット数及びその上限を、合理的な範囲で調整することができるものとします。

（3）個人別の支給内容

本株式報酬制度に基づく各対象取締役への具体的な支給時期、基準額、RS制度に係る割当株式数、PSU及びRSU制度に係るユニット数その他個人別の支給内容については、本議案の範囲内で、役員報酬諮問委員会の審議を経た上で、当社取締役会において決定するものとします。

６．現行RS制度の取扱い

本議案が原案どおり承認可決された場合、2019年12月19日開催の第84回定時株主総会においてご承認いただいた現行RS制度については、今後、同制度に基づく新たな譲渡制限付株式の割当てを行わないこととします。

ただし、本議案の承認可決前に現行RS制度に基づき既に割り当てられた譲渡制限付株式については、本議案の承認可決後も、従前どおり、各対象者との間で締結済みの譲渡制限付株式割当契約の定めに従うものとします。

以　上

ご参考

第１号議案、第２号議案が承認された場合の取締役の構成及び当社において発揮されることが期待できる専門性は以下のとおりとなります。

なお、以下の一覧表は、各役員が有する全ての知見を表すものではありません。

	性別(ジェンダー)	経営全般	国際経験	営業マーケティング	技術生産	人事法務	財務会計	デジタル技術IT	監査
内山　剛治 代表取締役社長	男 性	●	●	●	●		●	●	
石村　孝裕 専務取締役　営業本部長	男 性		●	●					
髙取　亮 常務取締役　管理本部長	男 性			●		●	●	●	
松嶋　宙太 取締役　製造本部長	男 性			●	●				
大平　康介 取締役　品質本部長	男 性		●		●				
鈴木　健一 取締役　技術本部長	男 性		●		●				
島林　正弘 社外取締役　常勤監査等委員	男 性			●			●		●
土岐　敦司 社外取締役　監査等委員	男 性	●				●	●		●
大谷　はるみ 社外取締役　監査等委員	女 性						●		●
倉田　幹士 社外取締役　監査等委員	男 性			●			●		●

以　上

〈メ　モ　欄〉

Ⅰ 企業集団の現況に関する事項

１．事業の経過及びその成果

当連結会計年度における、わが国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に個人消費の持ち直しが続くとともに、設備投資も底堅く推移するなど、景気は緩やかな回復基調で推移しました。一方で、世界的なインフレ動向や海外経済の減速懸念、資源・エネルギー価格の変動、為替相場及び金融資本市場の動向並びに地政学的リスクの継続等により、先行きは依然として不透明な状況が続いています。

当社グループが主力とする農林業用機械業界におきましては、国内・輸出向けともに前年に対し、出荷・生産実績が好調に推移しました。

このような状況の中、当社グループは、主力製品の拡販、新製品の市場浸透及び新規需要の開拓を推進し、販売活動の強化に取り組みました。

農業用機械分野においては、動力噴霧機のモデルチェンジに合わせた販売促進施策を展開するとともに、米価の上昇を背景とした農業機械需要の増加に対し、大型防除機や稲作関連機械を中心に拡販活動を推進しました。

ウルトラファインバブル製品については、温水洗浄機の公共施設やバス会社への導入を促進するとともに、テックシャワーやウルトラポンプについても、農業分野を中心とした用途提案の強化により、販路拡大及び新規需要の開拓に取り組みました。

産業用機械分野においては、各種展示会への積極的な出展や提案営業の強化を通じて、ポンプユニットの受注拡大及び建設機械市場への洗浄機の導入促進を図るなど、農業分野以外の市場開拓を推進しました。

アフターサービス事業においては、大型防除機やドローンの定期点検・整備体制の拡充を進めるとともに、保守・メンテナンス需要への対応を強化し、顧客満足度の向上に努めました。

海外では、主力市場である北米・アジア及び中南米を中心に販売活動を強化するとともに、市場開拓及び販売網の拡充に取り組みました。北米市場では、関税措置への対応として価格改定を実施する一方、高利益率製品の販売拡大に努めました。また、カリフォルニア州における大型防除機の市場開拓や販売網の整備を推進しました。アジア市場では、タイにおいて主力製品である刈払機の新製品投入及び販売網強化施策が奏功し、販売が堅調に推移しました。

これらの結果、国内では、ホームセンター流通の刈払機が減少しましたが、アグリ流通の大型防除機及び動力噴霧機が増加した結果、国内売上高は32,819百万円（前期比2.6%増）となりました。また、海外では、欧州向けの刈払機は減少しましたが、北米及び欧州向けの工業用ポンプが増加したことなどにより、海外売上高は10,578百万円（前期比14.2%増）となり、売上高合計は43,398百万円（前期比5.2%増）となりました。

利益面では、販売費及び一般管理費の増加などはありましたが、一部商品の値上げや防除機及び工業用ポンプなどの販売増による売上高の増加により、営業利益は1,520百万円（前期比40.8%増）、経常利益は1,554百万円（前期比32.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は4,312百万円（前期比480.2%増）となりました。なお、OEM契約改定に伴う一時金の特別利益への計上が当期純利益に大きな影響を与えております。

セグメント別の状況

	売上高構成比	売上高・営業利益の推移	取扱商品
農林業用機械	農林業用機械 74.7% 売上高 32,526百万円	売上高（百万円）／営業利益（百万円） 2024/9：30,238／1,126 2025/9：32,020／1,309 2026/9：32,526／2,193	●動力噴霧機 ●動力散布機 ●大型防除機 ●刈払機 ●チェンソー ●その他
工業用機械	工業用機械 18.7% 売上高 8,127百万円	売上高（百万円）／営業利益（百万円） 2024/9：6,817／1,439 2025/9：6,581／1,269 2026/9：8,127／1,534	●工業用高圧ポンプ ●高圧洗浄機 ●ウルトラファインバブル製品
その他の機械	その他の機械 5.9% 売上高 2,551百万円	売上高（百万円）／営業利益（百万円） 2024/9：2,759／100 2025/9：2,472／126 2026/9：2,551／161	●消火器 ●防災関連機器 ●環境衛生用機械 ●その他
不動産賃貸他	不動産賃貸他 0.7% 売上高 325百万円	売上高（百万円）／営業利益（百万円） 2024/9：423／235 2025/9：400／247 2026/9：325／164	●不動産賃貸 ●売電事業



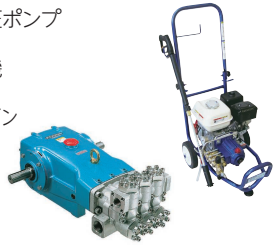





※セグメント別売上高はセグメント間取引を含んでおり、営業利益は全社費用等調整前の金額であります。

業績の概要

売上高（前期比） **1.6%増**　　**営業利益（前期比）** **67.4%増**

国内ではホームセンター流通の刈払機が減少しましたが、アグリ流通の大型防除機及び動力噴霧機が増加しました。また、海外では欧州向けの刈払機が減少したことなどにより、国内外の農林業用機械の売上高合計は32,526百万円（前期比1.6%増）、営業利益は2,193百万円（前期比67.4%増）となりました。

売上高（前期比） **23.5%増**　　**営業利益（前期比）** **20.8%増**

工業用ポンプにおいては、北米及び欧州向けが増加したことなどにより、国内外の工業用機械の売上高合計は8,127百万円（前期比23.5%増）、営業利益は1,534百万円（前期比20.8%増）となりました。

売上高（前期比） **3.2%増**　　**営業利益（前期比）** **27.9%増**

消防機械を主なものとする、その他の機械の売上高は2,551百万円（前期比3.2%増）、営業利益は161百万円（前期比27.9%増）となりました。

売上高（前期比） **18.9%減**　　**営業利益（前期比）** **33.5%減**

不動産賃貸他の売上高は325百万円（前期比18.9%減）、営業利益は164百万円（前期比33.5%減）となりました。

海外の売上高の状況

売上高の地域構成比

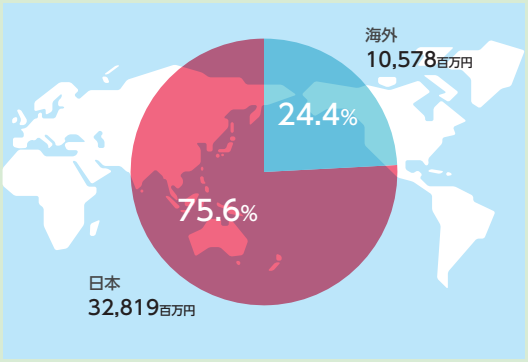

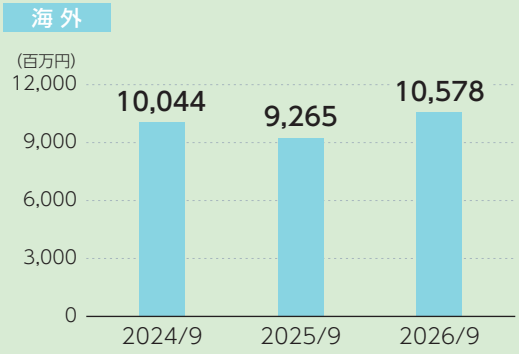

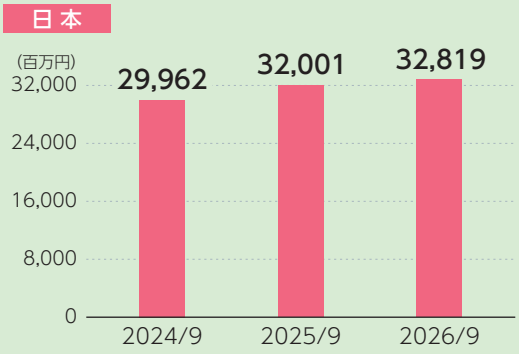

2．設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は1,151百万円であります。主な内容は、当社千葉工場及び製造子会社の増産に向けた生産設備の取得であります。

3．資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金は、自己資金及び借入金で賄っております。

4．重要な企業再編等の状況

当連結会計年度におきましては、重要な企業再編等は発生しておりません。

5．対処すべき課題

2027年9月期は、第8次中期経営計画（2023年９月期から2027年９月期まで）の最終年度に当たります。当社グループは、中期経営計画の基本方針である「成長事業の創出」の総仕上げを図るとともに、次期中期経営計画を見据え、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた経営基盤の強化に取り組んでまいります。

また、2027年９月期の経営方針として［安心・安全と持続的成長］を掲げ、製品・サービスのみならず、業務、組織、人材を含めた企業活動全体の品質向上を図ってまいります。さらに、創出した利益を成長分野、研究開発、人材及びデジタル分野へ再投資することで、更なる成長につなげてまいります。

これらを実現するため、次の事項を重点課題として取り組んでまいります。

①品質を基軸とした競争力の強化

［品質］をお客様からの信頼と競争力を支える重要な経営基盤と位置付け、営業、管理、製造、品質、技術の各本部がそれぞれの業務品質を高めるとともに、部門横断で連携し、製品・サービス及び企業活動全体の品質向上に取り組んでまいります。これらの取り組みを通じて、お客様や株主の皆様をはじめとする全てのステークホルダーからの信頼を高め、当社グループの競争力と企業価値の向上につなげてまいります。

②収益力の向上と事業基盤の強化

営業部門と工場部門を一体と捉えた事業ごとの一気通貫の管理体制を強化し収益性向上を図ってまいります。また、QCD（品質・コスト・納期）の徹底、海外調達、内製化及びデジタル技術の活用等によるトータルコストダウンを進めるとともに、在庫管理の一元

化や物流の合理化を推進し、収益力と事業効率の向上に取り組んでまいります。

③成長市場への展開と研究開発力の強化
　環境対応型スマート農業、電動・ハイブリッド製品等、省力化、節水、脱炭素・省エネルギー等のニーズに対応した高付加価値製品の開発・市場投入を進めてまいります。また、工業用機械分野のアフターサービス拡大、及びECビジネスの拡大に取り組むとともに、2027年度に完成し稼働を開始するR&Dセンターに、これまで各拠点に配置していた開発部門を集約し、技術・ノウハウの共有や部門間の連携を促進することで、研究開発力を一層強化し、新たな製品・技術の創出を進めてまいります。

④海外事業の成長とグローバル競争力の強化
　海外市場を当社グループの重要な成長領域と位置付け、各地域における販売拡大と海外子会社の収益力向上に取り組んでまいります。また、成長性と収益性を見極めながら適切な投資を進めるとともに、日本、アメリカ、タイ、インド及びベトナムの各拠点の役割を明確化し、それぞれの強みを活かしたグローバルでの生産・販売体制を構築することで、グループ全体の競争力を高めてまいります。

⑤法令遵守、ガバナンス及びリスク管理の強化
　法令遵守を経営の基本とし、国内外のグループ会社を含めたガバナンス体制の強化に取り組んでまいります。また、5本部体制のもと、各本部の責任と権限を明確化し、部門間の連携を強化するとともに、自然災害やサイバーセキュリティ、安定供給等の事業を取り巻く様々なリスクへの対応力を高め、安定した事業運営に努めてまいります。

⑥人的資本及びデジタル分野への投資
　持続的な成長を支える国内外の人材の確保・育成に取り組むとともに、社員教育やデジタル人材の育成を強化してまいります。また、AIを活用した社内知識の共有、業務の効率化等を進め、業務品質と生産性の向上を図ってまいります。創出した利益を人材、技術及びデジタル分野へ再投資することで、将来の成長につながる好循環の構築を目指してまいります。

　当社グループは、以上の重点課題に着実に取り組み、第8次中期経営計画の総仕上げを図るとともに、次期中期経営計画につながる成長基盤を構築し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を通じて、株主の皆様のご期待に応えてまいります。

社会の課題

- 調達難・材料高騰
- 世界的食糧難・水不足
- ウイルス対策
- 人材・労働力不足
- 環境問題
- 国際政治・経済問題

2030年　長期経営ビジョン

- SDGsに繋がるESG経営の強化
- 社会貢献型企業として成長市場に進出

目標

- 食・水・環境分野の社会課題解決
- CO_2排出量　50%削減
- 女性管理職　７名

第８次中期経営計画（2023年９月期～ 2027年９月期）

◆ 中期経営計画コンセプト：「成長事業の創出」

ESG経営の強化

攻めのESG

食・水・環境市場
社会貢献

守りのESG

持続可能な体制づくり
リスク管理・投資・ガバナンス強化





第８次中期経営計画経営数値目標（2027年９月期）

売上高	48,000百万円	営業利益	2,800百万円	ROE	7.5%

第８次中期経営計画経営数値目標（修正後）（2027年９月期）

売上高	44,000百万円	営業利益	2,200百万円	ROE	4.4%

2027年９月期は、第８次中期経営計画の最終年度に当たり、当社グループは同計画において、業績目標を連結売上高48,000百万円、連結営業利益2,800百万円、ROE7.5％と掲げておりましたが、計画策定時からの国内外の事業環境の変化、原材料価格、人件費及び物流費等の上昇並びに各施策の進捗状況等を踏まえ、最終年度の業績目標を見直すこととといたしました。見直し後の業績目標は、連結売上高44,000百万円、連結営業利益2,200百万円、ROE4.4％といたします。

見直し後の業績目標の達成に向け、収益力の向上、事業基盤の強化及び成長分野への投資を着実に進めてまいります。

丸山製作所のサステナビリティ（ESG経営）

当社グループは、2024年９月にサステナビリティ方針を制定し、当社グループの事業を通じて食、水、環境に関わる社会課題の解決に取り組み、サステナブルな社会の構築に貢献していくことを宣言しました。

サステナビリティ方針

丸山製作所グループは、人と地球が笑顔あふれる世界を目指して、これからも食、水、環境に関わるハード、ソフトを提供し、安心できる社会の創造に貢献します。
社是である「誠意をもって人と事に當ろう」を実践し、以下事業分野において、持続可能な社会の実現に向けて積極的に取り組んでまいります。

安心安全な「食」を 世界に届けることに貢献する	限りある「水資源」の 保全に貢献する	「環境」と「生命」を守るとともに、 カーボンニュートラルな社会の 実現に貢献する

2つのサステナビリティ

食料、水、温暖化、ウイルス、環境といった世界的課題解決に向け、当社のコア技術であるポンプとエンジンを更に進化させ、SDGsに繋がる事業領域を将来にわたって継続的に拡大してまいります。

ESG経営の実践を通じて、企業として強固な事業の土台を構築し、事業のサステナブルな成長と発展を支えていきます。

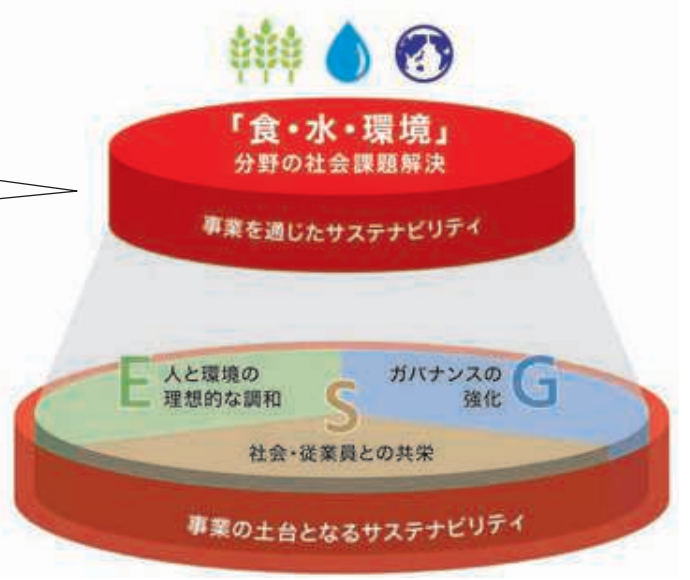

事業の土台となるサステナビリティ

E

取り組みテーマ

- カーボンニュートラルな社会を実現する
- 省資源化の実現と資源循環への取り組み
- 持続可能な調達活動・グリーン調達の取り組み

S

取り組みテーマ

- 多様な人材の能力開発と働き甲斐を実現する
- 製品の品質と安全性の向上
- サプライチェーンマネジメントの強化

G

取り組みテーマ

- コーポレートガバナンスの強化
- リスクマネジメントの強化

TCFD宣言

TCFDへの取組方針

当社グループは、「食・水・環境」分野の社会課題解決をマテリアリティの一つとしており、世界規模で大きく影響を及ぼす気候変動への対応を重要な経営課題、大きな社会的責任として受け止めております。

「誠意をもって人と事に當ろう」の社是のもと、人と環境の理想的な調和をめざして、グループ一丸となって取り組んでまいります。

指標・目標

当社グループでは、2050年のカーボンニュートラルを目指して、事業を通じた活動によるGHG排出量の削減を目標に、丸山グループ一丸となり取り組んでいきます。

項目	内容	基準	目標
			2030年
GHG排出量（総量）	Scope1	2020年	40%減
	Scope2	2020年	50%減

項目	取り組み
GHG排出量 削減に向けた取り組み	Scope3において、CO_2削減に向けた実施フローを策定し、取引先と共有してまいります。 また、自社開発を行っている環境配慮型エンジンを製品に実装し、既存エンジンから排出されているGHG排出量を削減いたします。

健康経営への取り組み

当社グループは、健康経営を推進し、社員一人ひとりが安心して長く働き続けられる、活力ある職場づくりに取り組んでいます。

心身ともに健康で、いきいきと働ける環境の整備を通じて、社員と会社の持続的な成長を目指しています。

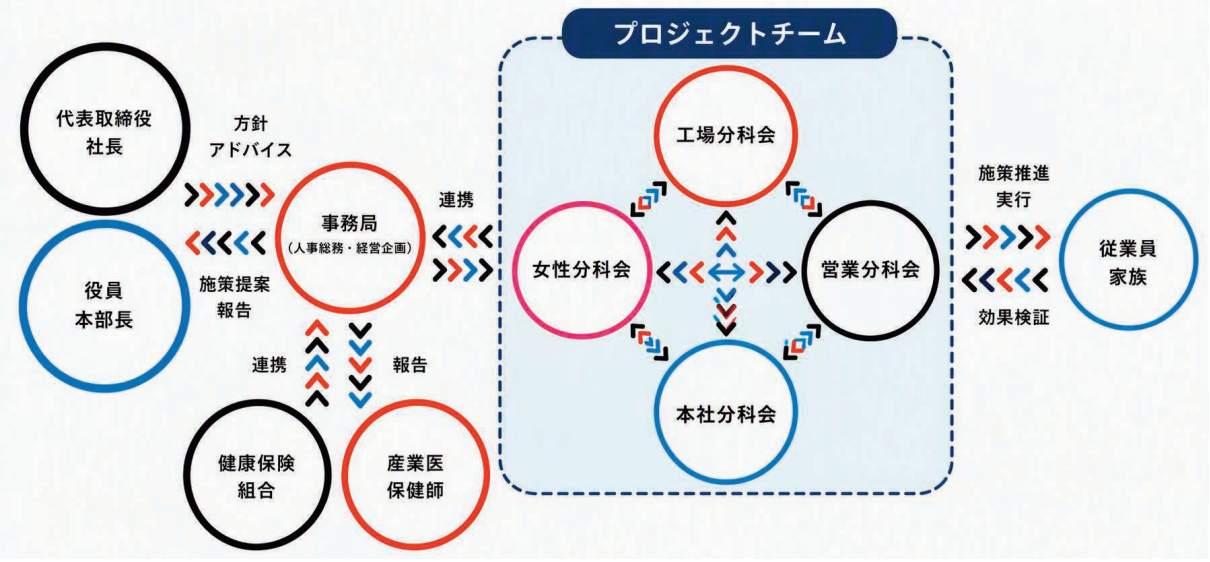

こうした取り組みが評価され、経済産業省と日本健康会議が共同で選定する「健康経営優良法人認定制度」において、5年連続で大規模法人部門の「健康経営優良法人」に認定されています。

丸山製作所　健康経営ホームページ

6．財産及び損益の状況の推移（連結）

売上高 (単位：百万円)

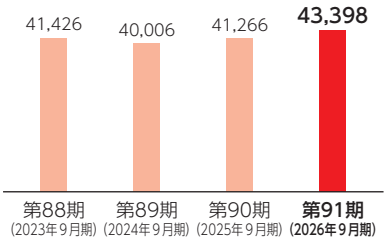

経常利益(単位：百万円)

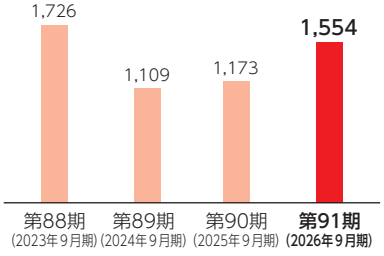

親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)

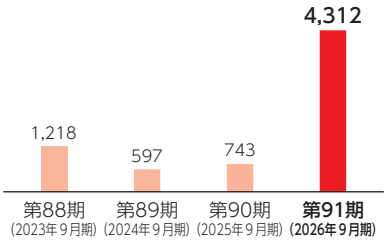

1株当たり当期純利益(単位：円)

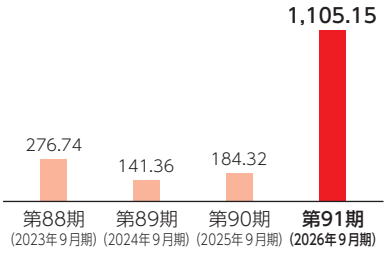

総資産 (単位：百万円)

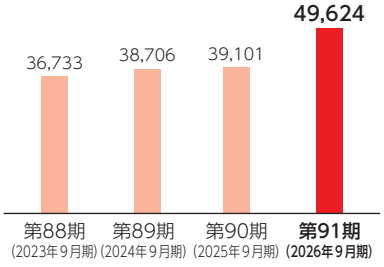

純資産 (単位：百万円)

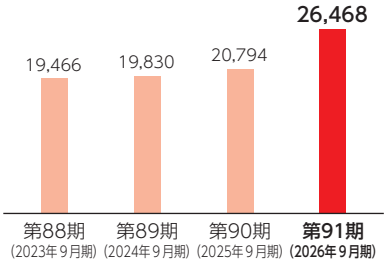

区分＼期別		第88期 (2023年9月期)	第89期 (2024年9月期)	第90期 (2025年9月期)	第91期 (2026年9月期)
売上高	(百万円)	41,426	40,006	41,266	43,398
経常利益	(百万円)	1,726	1,109	1,173	1,554
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	1,218	597	743	4,312
1株当たり当期純利益		276円74銭	141円36銭	184円32銭	1,105円15銭
総資産	(百万円)	36,733	38,706	39,101	49,624
純資産	(百万円)	19,466	19,830	20,794	26,468

(注) 1株当たり当期純利益は期中の平均発行済株式数に基づき算出しております。なお、期中の平均発行済株式数は、自己株式数を除いて算出しております。自己株式数に関する事項につきましては、後記「Ⅱ会社の株式に関する事項」の注記をご参照ください。

7．重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
日本クライス株式会社	95百万円	100%	農林業用機械の製造販売

（注）連結子会社は上記の重要な子会社を含め12社であります。

8．主要な事業内容

部門		営業品目
農林業用機械	防除機	動力噴霧機、動力散布機、大型防除機
	林業機械	刈払機、チェンソー、ヘッジトリマー
	部品	各種アタッチメント、付属部品
	その他	水田溝切機、ブロワー、灌水ポンプ、その他
工業用機械		工業用高圧ポンプ、高圧洗浄機、ウルトラファインバブル製品、付属部品
その他の機械		消火器、防災関連機器及び付属部品、環境衛生用機械、その他
不動産賃貸他		不動産賃貸、売電事業

9．主要な営業所及び工場

(1) 当社

名称	所在地	名称	所在地	名称	所在地
本　　社	東京都千代田区	山梨営業所	山梨県笛吹市	四国営業所	香川県観音寺市
北海道営業所	北海道江別市	茨城営業所	茨城県土浦市	福岡営業所	福岡県久留米市
青森営業所	青森県十和田市	北関東営業所	栃木県鹿沼市	熊本営業所	熊本県菊池郡大津町
秋田営業所	秋田県秋田市	千葉営業所	千葉県東金市	南九州営業所	鹿児島県鹿児島市
岩手営業所	岩手県紫波郡矢巾町	静岡営業所	静岡県藤枝市	千 葉 工 場	千葉県東金市
南東北営業所	山形県天童市	名古屋営業所	愛知県豊田市	東金第二工場	千葉県東金市
宮城営業所	宮城県仙台市	北陸営業所	石川県金沢市	長 野 工 場	長野県須坂市
福島営業所	福島県岩瀬郡天栄村	大阪営業所	大阪府茨木市	鏡野事業所	岡山県苫田郡鏡野町
新潟営業所	新潟県長岡市	岡山営業所	岡山県苫田郡鏡野町	福島事業所	福島県岩瀬郡天栄村
長野営業所	長野県塩尻市	広島営業所	広島県広島市		

(2) 子会社

会社名	本社所在地	拠点
日本クライス株式会社	千葉県東金市	
マルヤマエクセル株式会社	東京都千代田区	東日本営業所（千葉県）、西日本営業所（大阪府）、千葉工場（千葉県）
西部丸山株式会社	岡山県苫田郡鏡野町	
丸山物流株式会社	福島県岩瀬郡天栄村	千葉センター（千葉県）
M-Innovations株式会社	東京都千代田区	
双葉商事株式会社	山梨県笛吹市	
MARUYAMA U.S.,INC.	米国テキサス州	
MARUYAMA MFG (THAILAND) CO.,LTD.	タイ王国チョンブリ県	
丸山（上海）貿易有限公司	中国上海市	
ASIAN MARUYAMA (THAILAND) CO.,LTD.	タイ王国チョンブリ県	
MARUYAMA MFG INDIA PRIVATE LIMITED	インド共和国ハリヤナ州	
MARUYAMA COLOMBIA S.A.S.	コロンビア共和国	

(注) MARUYAMA COLOMBIA S.A.S.は重要性が増したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

Ⅱ 会社の株式に関する事項

1．発行可能株式総数 13,906,100株
2．発行済株式の総数 5,029,332株（自己株式1,191,804株を含む。）
3．単元株式数 100株
4．株主数 8,969名
5．大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
丸山製作所取引先持株会	298	7.77
丸山製作所従業員持株会	187	4.88
株式会社みずほ銀行	187	4.87
農林中央金庫	183	4.77
株式会社千葉興業銀行	152	3.97
株式会社クボタ	95	2.48
みずほ信託銀行株式会社	85	2.21
三井住友信託銀行株式会社	73	1.91
株式会社マキタ	70	1.82
明治安田生命保険相互会社	70	1.82

（注）1．当社は、自己名義株式（1,103,904株）を保有しておりますが、上記の表には含めておりません。また、当社は株式給付信託（J-ESOP）を導入しており、本制度に係る信託財産として、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が所有する当社株式87,900株を自己株式に含めているため、上記の表には含めておりません。
2．持株比率は自己株式（1,191,804株）を控除して算出しております。

6．当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員を除く）	11,600株	6名
執行役員	9,200株	9名

（注）当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名及び執行役員9名に対して譲渡制限付株式報酬として、2026年2月13日付で普通株式20,800株を割り当てております。この譲渡制限付株式は、2028年2月10日までの間、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないものとされております。

7．その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

Ⅳ 会社役員に関する事項

1．取締役の氏名等

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
尾　頭　正　伸	代表取締役会長	
内　山　剛　治	代表取締役社長	マルヤマエクセル株式会社代表取締役会長
石　村　孝　裕	専務取締役	営業本部長 丸山物流株式会社代表取締役社長 MARUYAMA U.S.,INC.取締役会長 ASIAN MARUYAMA (THAILAND) CO.,LTD.取締役会長 MARUYAMA MFG INDIA PRIVATE LIMITED代表取締役会長
大　平　康　介	常務取締役	生産本部長兼千葉工場長 日本クライス株式会社代表取締役会長 西部丸山株式会社代表取締役会長兼社長
髙　取　　亮	常務取締役	管理本部長
松　嶋　宙　太	取締役	生産企画部長兼千葉工場副工場長 丸山（上海）貿易有限公司董事長 M-INDUSTRIES VIETNAM Co.,Ltd.会長
島　林　正　弘	社外取締役 常勤監査等委員	
土　岐　敦　司	社外取締役 監査等委員	ミドリ安全株式会社社外監査役 日鉄テックスエンジ株式会社社外監査役 ジオスター株式会社社外取締役 ミドリ安全ホールディング株式会社社外監査役
大　谷　はるみ	社外取締役 監査等委員	株式会社デジタリフト非常勤監査役
倉　田　幹　士	社外取締役 監査等委員	

（注）1．社外取締役島林正弘、土岐敦司、大谷はるみ及び倉田幹士の４氏を、独立役員として東京証券取引所に届け出ております。
2．2025年12月18日の第90回定時株主総会終結の時をもって、畑野敬幸氏及び福地孝一氏は退任いたしました。
3．社外取締役島林正弘、土岐敦司、大谷はるみ及び倉田幹士の４氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
・社外取締役島林正弘氏及び倉田幹士氏は、金融機関での長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
・社外取締役土岐敦司氏は、他社における長期にわたる監査役等の経験や更生会社の管財人の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
・社外取締役大谷はるみ氏は、公認会計士として長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4．監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員を除く。）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、島林正弘氏を常勤の監査等委員として選定しております。

2．取締役の報酬に関する事項

(1) 取締役の報酬等の総額

区　　分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬	譲渡制限付株式報酬	
取締役（監査等委員を除く）	174	161	—	13	6
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	43 (43)	43 (43)	— (—)	0 (0)	6 (6)
合　　計	218	205	—	13	12

(2) 取締役の報酬等の決定方針

1．基本方針

当社は、取締役の報酬制度を、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方に基づき、中長期的な当社グループの企業価値の継続的向上と持続的成長を実現させるための仕組みと位置づけ、以下の点に基づき、構築・運用するものとします。

・短期及び中長期の業績と企業価値の向上を促進する報酬体系とする。
・株主総会で決定された範囲内で各取締役の職責と業績・成果に応じた報酬の種類及び水準とする。
・社外取締役が過半数を占める役員報酬諮問委員会の審議を経ることで、客観性及び透明性を確保する。

なお、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該方針と整合していることや、役員報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

2．報酬水準に関する方針

（1）業務執行取締役（監査等委員である取締役を除く取締役）

業務執行取締役の報酬は、金銭報酬としての基本報酬及び会社・部門・個人の業績と連動して支給される業績連動報酬、並びに譲渡制限付株式報酬の３種類で構成します。なお、業務執行取締役の報酬総額として、金銭報酬額については2017年12月19日開催の第82回定時株主総会の決議により、年額300百万円以内と定めております。当該株主総会終結時点での対象取締役の員数は７名です。また、譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額については、2019年12月19日開催の第84回定時株主総会の決議により、金銭報酬とは別枠で年額30百万円以内と定めております。当該株主総会終結時点での対象取締役の員数は６名です。

①基本報酬
　取締役報酬規程にて取締役の役職位に応じてその水準が決定されている月例の固定報酬とします。短期的な水準の変動はありませんが、会社業績水準の変動があった場合、水準を見直すことがあります。また、経営責任の明確化のため、業績の大幅下降、また、不祥事が発生した際には減額を行います。

②業績連動報酬
　業績連動報酬については、業績・成果連動報酬と、単年度業績連動報酬の２つで構成されております。

ａ．業績・成果連動報酬
　前事業年度の会社業績、担当部門業績、個人成果により毎年変動する月例の報酬とします。規程で定められた取締役業績評価表を使用して代表取締役社長が実施した評価及びその他資料をもとに、役員報酬諮問委員会で審議の上、代表取締役社長が取締役の個別報酬額を決定いたします。なお、取締役会決議に基づき、役員報酬諮問委員会で審議し個別報酬額の決定を代表取締役社長内山剛治へ一任するものとします。一任する理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

ｂ．単年度業績連動報酬
　事業年度毎の業績向上に対する意識を高めるために定められた業績指標（KPI）を反映した金銭報酬とし、各事業年度の目標値を達成した場合、その達成度合いに応じて、賞与として毎年、一定の時期に支給します。具体的な業績指標並びに支給額については役員報酬諮問委員会にて審議の上、取締役会で決定いたします。

③譲渡制限付株式報酬
　当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、中期経営計画と連動した譲渡制限期間を設けたうえで、当社普通株式（以下、「本株式」という。）を交付します。具体的な業績指標並びに交付株式数については役員報酬諮問委員会にて審議の上、取締役会で決定いたします。

ａ．譲渡制限期間
　対象取締役は、１年間から３年間までの間で当社の取締役会があらかじめ定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）と定めます。

b．退任時の取扱い
対象取締役が、経常利益その他当社の取締役会があらかじめ設定した業績目標（以下「業績目標」という。）を達成したか否かの判定時までの期間中に当社の取締役会があらかじめ定める地位を退任した場合には、当社は、本株式を当然に無償で取得します。

c．譲渡制限の解除
当社は、対象取締役が、業績目標を達成したか否かの判定時までの期間中、継続して、当社の取締役会があらかじめ定める地位にあり、かつ、業績目標を達成したことを条件として、本株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。また、当社は、当該解除直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得します。

d．組織再編等における取扱い
当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社は本株式を無償で取得します。

e．その他の事項
その他の事項は、当社の取締役会において定めます。

（2）監査等委員である取締役
監査等委員である取締役の報酬は、その役割を考慮し、月額固定の基本報酬のみで構成し、株主総会で決議された報酬総額の限度内において、職務分担を勘案し、監査等委員である取締役の協議によって決定します。当該報酬総額については、2017年12月19日開催の第82回定時株主総会の決議により、年額84百万円以内と定めております。当該株主総会終結時点での対象取締役の員数は３名です。

3．取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、役員報酬諮問委員会において検討を行います。取締役会は役員報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定します。なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬：譲渡制限付株式報酬＝５：４：１とします（業績指標達成の場合）。

3．社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職の状況等及び当該兼職先と当社との関係

①取締役土岐敦司氏は、ミドリ安全株式会社の社外監査役、日鉄テックスエンジ株式会社の社外監査役、ジオスター株式会社の社外取締役及びミドリ安全ホールディング株式会社の社外監査役を兼職しております。なお、当社とミドリ安全株式会社、日鉄テックスエンジ株式会社、ジオスター株式会社及びミドリ安全ホールディング株式会社との間に特別な関係はありません。

②取締役大谷はるみ氏は、株式会社デジタリフトの非常勤監査役を兼職しておりますが、当社と株式会社デジタリフトとの間に特別な関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

	取締役会及び監査等委員会等への出席状況	取締役会及び監査等委員会等における発言状況 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 島林正弘	取締役会 10回／10回（ 100%） 監査等委員会 10回／10回（ 100%） 役員選任諮問委員会 1回／1回（ 100%） 役員報酬諮問委員会 1回／1回（ 100%）	2025年12月18日の就任以降、常勤監査等委員として、金融機関における長年の経験と財務・会計に関する専門的見地から、議案、審議等において適宜質問し意見を述べるなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 土岐敦司	取締役会 13回／13回（ 100%） 監査等委員会 13回／13回（ 100%） 役員選任諮問委員会 1回／1回（ 100%） 役員報酬諮問委員会 2回／2回（ 100%）	弁護士としての豊富な経験と専門的見地から、議案、審議等において適宜質問し意見を述べるなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 大谷はるみ	取締役会 13回／13回（ 100%） 監査等委員会 13回／13回（ 100%） 役員選任諮問委員会 1回／1回（ 100%） 役員報酬諮問委員会 2回／2回（ 100%）	公認会計士としての豊富な経験と専門的知識に基づき、多様な視点から取締役会及び監査等委員会において有益な発言を適宜適切に行っております。
取締役 倉田幹士	取締役会 10回／10回（ 100%） 監査等委員会 10回／10回（ 100%） 役員選任諮問委員会 1回／1回（ 100%） 役員報酬諮問委員会 1回／1回（ 100%）	2025年12月18日の就任以降、金融機関における長年の経験や他社における会社経営に基づき、多様な視点から取締役会及び監査等委員会において有益な発言を適宜適切に行っております。

4．責任限定契約に関する事項

当社と各取締役（業務執行取締役を除く。）は、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

5．役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由があります。

当該保険契約の被保険者は、当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）及び子会社の取締役・監査役であり、すべての被保険者についてその保険料を全額当社が負担しております。

V 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題と位置づけ、将来の事業展開に必要な内部留保・各種投資、業績見込みを勘案したうえで、配当性向30％程度を目安としつつ株主資本配当率（DOE）などの各種指標を加味し、安定的な配当を継続することを基本方針としております。また、健全な経営の維持と将来の経営環境への対応を勘案しながら、株主還元を更に充実させていくことは重要と捉え、今後、配当性向の向上、自己株式の取得、株主優待の充実に取り組み、長期安定的な配当水準の向上に積極的に努めてまいります。

当社はこの基本方針に基づき、2026年11月13日開催の取締役会において、当期の期末配当を、１株につき80円の普通配当に、OEM契約改定に伴う一時金（以下「当該一時金」といいます。）の受領を踏まえた特別配当10円を加えた１株につき90円とし、2026年12月23日を支払開始日とすることを決議いたしました。なお、当該一時金による特別利益の影響を除いた利益を基礎とし、普通配当80円により算定した配当性向は29.8％となります。

	決定額	前期実績（2025年９月期）
１株当たり配当金	90円（特別配当10円含む）	80円（記念配当５円含む）
配当金総額	353百万円	323百万円
支払開始日	2026年12月23日（水曜日）	2025年12月19日（金曜日）
配当原資	利益剰余金	利益剰余金

	配当性向（特別利益含む、配当金90円）	（参考）特別利益の影響を除く配当性向（普通配当80円）
配当金のみ	8.1％	29.8％
株主優待を含めた配当性向	8.8％	32.5％

	総還元性向（特別利益含む、配当金90円）	（参考）特別利益の影響を除く総還元性向（普通配当80円）
配当金額	353百万円	314百万円
自己株式取得総額	327百万円	327百万円
合計	680百万円	641百万円
総還元性向	15.8％	61.2％

（注）株主優待を含めた場合の総還元性向は16.4％（特別利益含む、配当金90円）、63.7％（特別利益の影響を除く普通配当80円）となります。

（注）本事業報告に記載の金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表 (2026年９月30日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資 産 の 部)	
流動資産	**29,336**
現金及び預金	3,699
売掛金	4,631
電子記録債権	2,301
有価証券	4,743
商品及び製品	8,440
仕掛品	598
原材料及び貯蔵品	3,441
その他	1,480
貸倒引当金	△0
固定資産	**20,287**
有形固定資産	**10,536**
建物及び構築物	3,788
機械装置及び運搬具	1,938
土地	2,898
建設仮勘定	1,426
その他	485
無形固定資産	**136**
投資その他の資産	**9,614**
投資有価証券	6,697
退職給付に係る資産	1,964
繰延税金資産	3
その他	963
貸倒引当金	△15
資産合計	**49,624**

科目	金額
(負 債 の 部)	
流動負債	**14,969**
支払手形及び買掛金	2,464
電子記録債務	1,262
短期借入金	5,185
社債(1年内償還)	10
長期借入金(1年内返済)	1,013
未払金	1,165
未払法人税等	1,546
契約負債	452
賞与引当金	663
製品保証引当金	116
株主優待引当金	26
その他	1,060
固定負債	**8,186**
長期借入金	6,057
退職給付に係る負債	10
繰延税金負債	1,711
資産除去債務	183
その他	222
負債合計	**23,155**
(純資産の部)	
株主資本	**20,563**
資本金	4,651
資本剰余金	4,530
利益剰余金	13,653
自己株式	△2,272
その他の包括利益累計額	**5,626**
その他有価証券評価差額金	3,748
繰延ヘッジ損益	△88
為替換算調整勘定	637
退職給付に係る調整累計額	1,328
非支配株主持分	**279**
純資産合計	**26,468**
負債・純資産合計	**49,624**

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2025年10月1日から2026年9月30日まで)

(単位：百万円)

科目		金額
売上高		**43,398**
売上原価		**31,386**
売上総利益		**12,011**
販売費及び一般管理費		**10,490**
営業利益		**1,520**
営業外収益		
受取利息	10	
受取配当金	156	
その他	233	400
営業外費用		
支払利息	180	
金融関係手数料	62	
債権売却損	60	
その他	62	366
経常利益		**1,554**
特別利益		
固定資産売却益	3	
受取契約金	4,639	
その他	2	4,646
特別損失		
減損損失	29	
固定資産処分損	83	
契約解除損失	110	223
税金等調整前当期純利益		**5,977**
法人税、住民税及び事業税	1,640	
法人税等調整額	△50	1,590
当期純利益		**4,387**
非支配株主に帰属する当期純利益		75
親会社株主に帰属する当期純利益		**4,312**

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2026年９月30日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資 産 の 部)	
流動資産	**23,510**
現金及び預金	1,468
売掛金	3,601
電子記録債権	2,310
有価証券	4,743
商品及び製品	6,952
仕掛品	482
原材料及び貯蔵品	1,561
未収入金	1,758
その他	632
固定資産	**18,256**
有形固定資産	**8,165**
建物	2,812
構築物	128
機械及び装置	1,398
車輌運搬具	9
工具・器具・備品	196
土地	2,529
リース資産	19
建設仮勘定	1,071
無形固定資産	**134**
投資その他の資産	**9,956**
投資有価証券	6,644
関係会社株式	1,369
出資金	2
関係会社出資金	557
長期貸付金	1,381
前払年金費用	47
その他	84
貸倒引当金	△130
資産合計	**41,766**

科目	金額
(負 債 の 部)	
流動負債	**14,185**
電子記録債務	1,101
買掛金	2,032
短期借入金	5,880
長期借入金 (1年内返済)	951
未払金	1,207
未払法人税等	1,483
契約負債	446
賞与引当金	509
製品保証引当金	104
株主優待引当金	26
その他	442
固定負債	**7,416**
長期借入金	5,922
長期預り金	114
繰延税金負債	1,113
資産除去債務	183
その他	82
負債合計	**21,601**
(純資産の部)	
株主資本	**16,518**
資本金	**4,651**
資本剰余金	**4,530**
資本準備金	1,225
その他資本剰余金	3,305
利益剰余金	**9,608**
その他利益剰余金	9,608
圧縮記帳積立金	5
別途積立金	1,100
繰越利益剰余金	8,503
自己株式	**△2,272**
評価・換算差額等	**3,646**
その他有価証券評価差額金	3,735
繰延ヘッジ損益	△88
純資産合計	**20,165**
負債・純資産合計	**41,766**

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2025年10月1日から2026年9月30日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		**38,291**
売上原価		**28,229**
売上総利益		**10,061**
販売費及び一般管理費		**8,959**
営業利益		**1,101**
営業外収益		
受取利息	78	
受取配当金	160	
その他	113	351
営業外費用		
支払利息	185	
債権売却損	60	
金融関係手数料	62	
為替差損	106	
その他	12	427
経常利益		**1,025**
特別利益		
固定資産売却益	3	
受取契約金	4,639	
その他	2	4,645
特別損失		
固定資産処分損	60	
減損損失	29	
関係会社株式評価損	162	
関係会社貸倒引当金繰入額	114	
契約解除損失	74	441
税引前当期純利益		**5,229**
法人税、住民税及び事業税	1,496	
法人税等調整額	△49	1,447
当期純利益		**3,781**

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年11月16日

株式会社丸山製作所
　　取締役会　御中

RSM清和監査法人
東京事務所

指定社員 業務執行社員　公認会計士　武　本　拓　也
指定社員 業務執行社員　公認会計士　髙　橋　良　輔

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社丸山製作所の2025年10月1日から2026年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社丸山製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年11月16日

株式会社丸山製作所
　取締役会　御中

RSM清和監査法人
東京事務所

指定社員 業務執行社員　公認会計士　武　本　拓　也
指定社員 業務執行社員　公認会計士　髙　橋　良　輔

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社丸山製作所の2025年10月1日から2026年9月30日までの第91期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2025年10月１日から2026年９月30日までの第91期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人RSM清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人RSM清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年11月16日

株式会社丸山製作所　監査等委員会

常勤監査等委員（社外取締役）　島林正弘　㊞

監査等委員（社外取締役）　土岐敦司　㊞

監査等委員（社外取締役）　大谷はるみ　㊞

監査等委員（社外取締役）　倉田幹士　㊞

以　上

〈メ　モ　欄〉

トピックス

バッテリー刈払機「VOLTTO　POWERS」発売





このたび、使いやすさと高い作業性能を追求したバッテリー刈払機「BCB180」「BCB360」を開発しました。両製品には、丸山オリジナルのバッテリー（18V/4Ah、36V/4Ah）をそれぞれ採用しています。18V仕様の「BCB180」は、軽量で取り回しに優れ、長時間作業時の負担軽減に貢献します。一方、36V仕様の「BCB360」は、パワフルなモーターを搭載し、高い作業性能を発揮します。また、身体に当たりにくいハンドル形状や見やすいバッテリー残量表示など、操作性にも配慮しています。

さらに、バッテリー式ならではの優れた静粛性により、住宅地や早朝の作業にも対応します。

作業者の負担軽減と作業効率の向上を実現する新製品として、多くのお客様にご活用いただけることを期待しています。

第８回 国際 建設・測量展CSPI2026への出展



当社は、2026年６月17日から20日まで開催された「第８回 国際 建設・測量展CSPI2026」に、昨年に引き続き出展いたしました。同展示会には４日間で６万人を超える来場者がありました。当社は、展示ブースを昨年の約２倍に拡大し、建設業界の課題である省人化への対応をテーマに、ロボットアーム及び新型MUFB温水洗浄機を中心とした展示を行いました。

会期中は、多くの業界関係者に当社ブースへご来場いただきました。また、製品セミナー、学生ツアー及びスタンプラリーへの参加を通じて、幅広い来場者に対する当社製品の認知拡大に努めました。

今回の出展を通じて、農業分野以外における当社の事業・製品を紹介するとともに、建設業界をはじめとするさまざまな業界との接点の拡大を図ることができました。

今後も、今回の出展で得られた建設業界とのつながりを活かし、産業機械分野における販売拡大に取り組んでまいります。

丸山大運動会を東金アリーナで開催しました

社員の健康増進と社内コミュニケーションの活性化を目的として、2026年８月28日に社内運動会を開催いたしました。

当日は多くの社員が参加し、部署や世代を超えたチーム編成のもと、リレーやチーム対抗競技などを実施いたしました。競技を通じて部署の垣根を越えた交流が生まれ、社員同士の結束がより一層深まる機会となりました。

当社は今後も、社員が心身ともに健康で、いきいきと働ける職場環境づくりを推進し、組織の活性化と持続的な企業価値の向上に努めてまいります。



健康経営への取り組み

当社は、従業員の健康増進と働きやすい職場環境づくりへの取り組みが評価され、健康経営優良法人に５年連続で認定されました。今後も従業員一人ひとりが健康で活躍できる職場環境の整備を推進し、持続的な企業価値向上に取り組んでまいります。

2026
健康経営優良法人
KENKO Investment for Health
大規模法人部門

株主優待のご案内（デジタルギフト®またはQUOカード）

当社は、株主の皆様からの日頃のご支援に感謝するとともに、当社株式に対する中長期的な投資魅力を高めることを目的として、株主優待制度を実施しております。

贈呈対象

2026年９月30日現在の当社株主名簿に記載されており、100株以上の当社株式を１年以上継続保有されている株主様に対し、以下の保有期間及び保有株式数に応じて、デジタルギフト®またはQUOカードを贈呈いたします。

（継続保有期間） １年以上３年未満	100株以上200株未満	1,000円分
	200株以上	1,500円分
（継続保有期間） ３年以上５年未満	100株以上200株未満	2,000円分
	200株以上	3,000円分
（継続保有期間） ５年以上７年未満	100株以上200株未満	4,000円分
	200株以上	5,000円分
（継続保有期間） ７年以上10年未満	100株以上200株未満	6,000円分
	200株以上	7,000円分
（継続保有期間） 10年以上	100株以上200株未満	8,000円分
	200株以上300株未満	9,000円分
	300株以上500株未満	10,000円分
	500株以上	15,000円分

（注）１．継続保有期間の確認にあたっては、３月31日及び９月30日の株主名簿に連続して記載される同一の株主番号の回数並びに各回において100株以上の確認を基準といたします。
１年以上３年未満：株主名簿に100株以上の保有を、連続３～６回記載
３年以上５年未満：株主名簿に100株以上の保有を、連続７～10回記載
５年以上７年未満：株主名簿に100株以上の保有を、連続11～14回記載
７年以上10年未満：株主名簿に100株以上の保有を、連続15～20回記載
10年以上　　：株主名簿に100株以上の保有を、連続21回以上記載
２．以下の場合株主番号が変わり、継続保有となりませんのでご注意ください。
・証券会社の貸株サービスを利用して貸株された場合
・保有株式を全て売却した後に買い戻した場合
・株式をお預けの証券会社を変更された場合
・名義変更などにより株主番号が変更された場合

デジタルギフト®受取先一覧（一部記載）

デジタルギフト®は、電子マネー・ポイント等の交換先からお好みに応じてお選びいただける優待です。デジタルギフト®は、株式会社デジタルプラスの登録商標です。

各種PAYサービス	ポイント・マイル	ギフトカード	デジタル資産	寄付	サービス
PayPay auPAY FamiPay QUOPay	楽天ポイント dポイント Vポイント	amazon ギフトカード Google Play ギフトコード	ビットコイン by bitFlyer ビットコイン by CoinTrade	WWF	吉野家デジタルギフト 西松屋チェーンデジタルギフト

※受取先につきましては、今後変更の可能性がございます。

⚠ 注意

株主優待品は、定時株主総会決議ご通知に同封いたします。必ず開封のうえ、ご確認ください。
株主優待制度においては、第三者への譲渡・転売目的でのご利用、株主様ご本人及びご家族以外のご利用は、固くお断りしております。
なお、所定の期限までにご希望のギフトが選択されなかった場合には、優待金額相当のQUOカードを送付いたします。

株主優待（当社製品割引クーポン）

楽天ECサイト内で使用できる割引クーポンを配布いたします。

贈呈対象

2026年９月30日現在の当社株主名簿に記載されており、
100株以上の当社株式を保有されている株主様

楽天ECサイト

ホースに取り付けるだけでウルトラファインバブル水の散水ができる			
MUFBノズル 「TeQ SHOWER」	クーポン 割引率	50%	
洗濯水を丸ごとウルトラファインバブル水にできる			
洗濯機アダプタ 「バブリッシュ」	クーポン 割引率	50%	

クーポンは、当社の楽天ECサイト内で、対象となる株主様１名につき、各製品１回限りお使いいただけます。また、クーポンの有効期限は2027年２月末までとなります。

⚠ 注意

株主優待品は、定時株主総会決議ご通知に同封いたします。必ず開封のうえ、ご確認ください。
株主優待制度においては、第三者への譲渡・転売目的でのご利用、株主様ご本人及びご家族以外のご利用は、固くお断りしております。

〈メ　モ　欄〉

株式情報（2026年9月30日現在）

▶ 株式の分布状況

●所有株数別

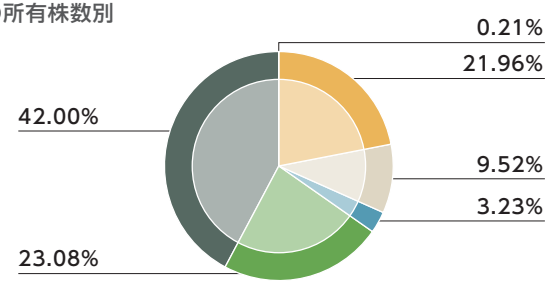

1百株未満	1,171名	10,444株
1百株以上10百株未満	7,444名	1,104,644株
10百株以上50百株未満	292名	478,764株
50百株以上100百株未満	25名	162,410株
100百株以上1,000百株未満	31名	1,160,654株
1,000百株以上	6名	2,112,416株

●所有者別

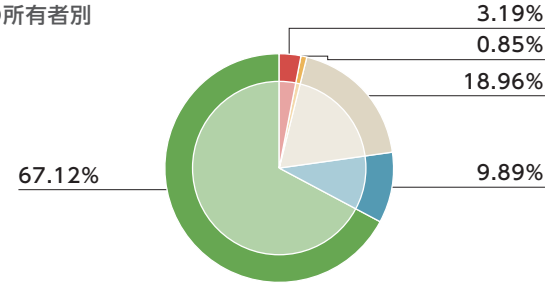

外国法人等	160千株
証券会社	43千株
金融機関	953千株
その他国内法人	497千株
個人その他	3,376千株

▶ 株価及び株式売買高の推移

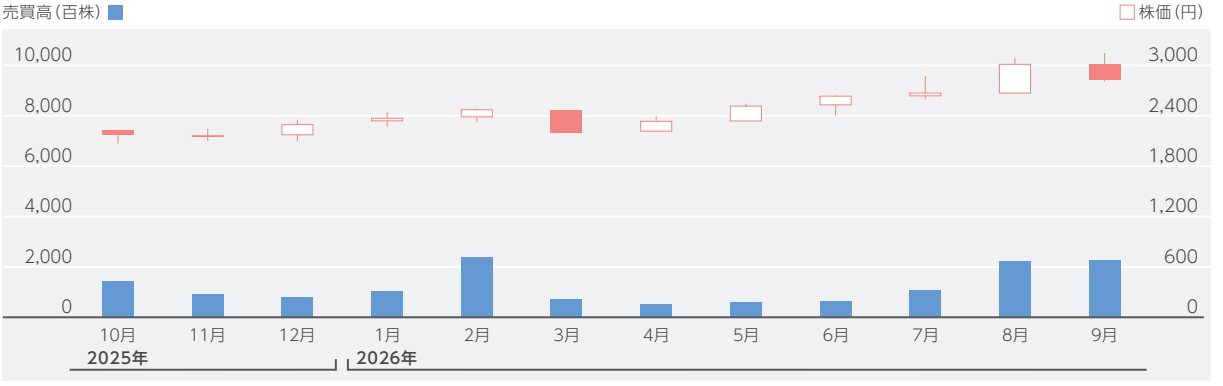

株主メモ

事業年度	10月１日から翌年９月30日まで
利益配当金受領株主確定日	９月30日
基準日	９月30日 その他必要ある場合はあらかじめ公告して設定いたします。
定時株主総会	12月
株主名簿管理人 特別口座の口座管理機関	みずほ信託銀行株式会社
お問合せ先、郵便物送付先	〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目８番４号 みずほ信託銀行　証券代行部 フリーダイヤル 0120-288-324（土・日・祝日を除く　９：00～17：00）
未払配当金の受領	みずほ信託銀行　本店及び全国各支店 みずほ銀行　本店及び全国各支店
株主総会資料の電子提供制度（書面交付請求）についてのお問い合わせ	お取引の証券会社又は下記みずほ信託銀行までお問い合わせ願います。 みずほ信託銀行　証券代行部 電子提供制度専用ダイヤル 0120-524-324（土・日・祝日を除く　９：00～17：00）
単元株式数	100株
公告方法	電子公告（当社ウェブサイトhttps://www.maruyama.co.jp） ただし、やむを得ない事由によって、電子公告による公告をすることができない場合には、日本経済新聞に掲載して行ないます。

お知らせ

1. 株券電子化に伴い、株主様の住所変更、単元未満株式の買取請求、その他各種お手続きにつきましては、株主様が口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。株主名簿管理人のみずほ信託銀行ではお取扱できませんのでご注意ください。
2. 未払配当金の受領や支払明細発行、証券会社等に口座がないため特別口座が開設され、その特別口座に記録されました株式に関する各種お手続きなどにつきましては、みずほ信託銀行証券代行部にお問い合わせください。
3. 株券電子化実施に伴い、株主様のご住所・お名前等の文字に、株式会社証券保管振替機構（ほふり）が振替制度で指定していない漢字等（いわゆる「外字」）が含まれている場合は、その全部又は一部をほふりが指定した文字又はカタカナに変換して、株主名簿に記録いたしております。
   このため、株主様にご送付する通知物の宛先が、ほふりが指定した文字に置き換えられる場合がありますのでご了承ください。
   株主様のご住所・お名前等として記録されている文字については、お取引の証券会社等にお問い合わせください。
4. 株式等の税務関係のお手続に関しては、マイナンバーのお届出が必要です。お届出が済んでいない株主様は、みずほ信託銀行証券代行部へマイナンバーのお届出をお願いします。

単元未満（１株から99株）株式をお持ちの株主様へ

買取をご請求いただくことで、単元未満株式を売却することができます。
詳細につきましては下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

- 証券会社などの口座に記録された株式
  口座開設の証券会社などへ
- 特別口座に記録された株式
  上記のみずほ信託銀行株式会社へ

買取制度の例（160株ご所有の場合）

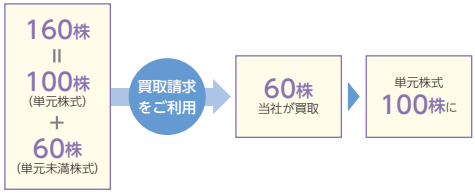

株主総会会場ご案内図

会 場

住友不動産秋葉原ビル2階　ベルサール秋葉原

東京都千代田区外神田３-12-８

会場が前回と異なっておりますので、お間違いのないようご注意願います。

交通のご案内

ＪＲ線	**秋葉原駅**（ＪＲ線）	**電気街改札（西口）**より徒歩約３分
地下鉄	**末広町駅**（銀座線）	**1又は3番出口**より徒歩約４分
	秋葉原駅（日比谷線）	**２番出口**より徒歩約６分
つくばエクスプレス	**秋葉原駅**（つくばエクスプレス）	**A3出口**より徒歩約５分



FSC ミックス 紙 | 責任ある森林管理を支えています FSC® C022915

VEGETABLE OIL INK

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。